

日本社会事業大学成績評価に関するガイドライン

平成 28 年 11 月 24 日
学部教授会議決

1. 目的

予め講義概要（シラバス）に記載した講義のねらいと到達目標、成績評価の方法・基準に基づき、厳格で客観的かつ公正な成績評価を行うことにより、本学における教育の質的な向上と社会からの信頼性を確保することを目的とする。

2. 成績評価の区分

日本社会事業大学学則第 33 条及び日本社会事業大学試験規程（以下「試験規程」という。）第 9 条に基づき、試験の成績は、S（100 点～90 点）、A（89 点～80 点）、B（79 点～70 点）、C（69 点～60 点）及び D（59 点～0 点）の 5 種類とし S、A、B、及び C は合格、D は不合格とする。

成績評価の示す相関関係は次のとおりとする。

S（100 点～90 点）	目標を十分に達成し、特に優れた成果を収めている。
A（89 点～80 点）	目標を十分に達成し、優れている。
B（79 点～70 点）	目標を達成している。
C（69 点～60 点）	目標を最低限度に達成している。
D（59 点～0 点）	目標を達成していない。

(2) S・A・B・C の合格の区分は、それぞれの成績分布の著しい偏りに留意するものとする。基本的には S については 10% を超えないことを目安とする。ただし、成績分布においては、授業形態（演習、実技、実習等）や科目の特性（卒業研究、アカデミック・プランニング、福祉計画インターンシップ等）に応じて柔軟な評価を行うことができるものとする。なお評価においては客観的・公正な成績評価に努めるとともに、成績分布は定期的に組織的な点検・検証を行う。

(3) 少人数教育のための共通科目（演習、実技、実習等）や同一名称科目（外国語科目、資格のための分離科目、I・II 等を付す関連科目、卒業研究、アカデミック・プランニング、等）の成績評価の基準・方法については、

担当教員間で十分に協議をして設定するものとする。

3. 成績評価方法の公表

- (1) 成績評価の基準・方法については、講義概要（シラバス）に示し公表するものとする。
- (2) 学期末に行われる試験のみによる評価ではなく、小テスト、レポート、ディスカッション、授業への参加度等も含まれた総合評価に努め、これらの要素ごとに評価割合を明示する（例：小テスト 5 回 50%、試験 25%、ディスカッション 25%）。

4. GPA の活用

日本社会事業大学における成績評定平均値に関する規程第 13 条に基づき、本学の教育・研究活動のために必要な GPA データは、厳格で適正な成績評価を実践し、進学、表彰、奨学生の選考等の他、教育研究活動の改善等に必要な学力を測る尺度として、社会福祉学部長の承認を得た者が利用及び活用に努めるものとする。

5. 成績評価に関する異議申し立ての受け付け

試験規程第 10 条に基づき、成績発表後、所定の期間を設けて、教員は学生からの成績評価に関する異議申し立てを受け付け、迅速かつ真摯に対応するものとする。異議申し立てを行う場合には、所定の期日までに、「成績に関する異議申立書」（所定様式）を、大学教務課へ提出するものとする。

6. 担当教員は、成績の客観的な根拠となる模範解答、試験結果の講評等の公表に努めるものとする。

7. 本ガイドラインは学内外に限らず社会情勢や教育環境の変化等に伴い適宜、必要な協議・検討を重ねて見直しを行うものとする。